年　　月　　日

　　　群馬県知事　あて

届出者

　　ばい煙特定施設（粉じん特定施設、水質特定施設、揚水特定施設、騒音特定施設等）の使用を廃止したので、群馬県の生活環境を保全する条例第20条（第30条第１項、第37条、第56条又は第70条第１項において準用する第20条）の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場又は事業場の名称 |  | ※ |  |
| 工場又は事業場の所在地 |  | ※受付年月日 | 年　月　日 |
| 施設の種類 |  | ※ |  |
| 施設の設置場所 |  | ※ |  |
| 使用廃止の年月日 | 年　月　日 |  |
| 使用廃止の理由 |  |  |

　備考　１　※印の欄には、記載しないこと。

　　　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。